

藍野大学への学生のバイク通学に関する規程

[2024 年 4 月 1 日制定]

(目的)

第 1 条 この規程は、藍野大学に通学する学生のバイクによる通学方法について定め、もって教育・研究機関として適切な環境を維持するとともに、学生による交通災害の防止及び地域住民の生活環境の保全をはかることを目的とする。

(バイクの定義)

第 2 条 この規程において、バイクとは、通学に使用する車両としての自動二輪車及び原動機付自転車（電動キックボード等を除く）をいう。

(バイク通学の許可)

第 3 条 バイク通学をする場合、この規程に定める許可の手続きを経なければならない。

(バイク通学の許可条件)

第 4 条 バイク通学の許可申請を行う者は、原則として次の各号すべての条件を満たしていなければならない。

- (1) 通学距離が直線距離で 3 km 以上であること。
 - (2) 保証人（父母又はこれに代わる者）の同意があること。
 - (3) 自賠責保険及び任意保険に加入していること。
 - (4) 通学に使用する車両の所有名義人は、本人又は家族であること。
 - (5) この規程の違反等により、許可の取り消しを受けていないこと。
- ＊申請時に駐輪場の確保ができない場合は、許可できない場合がある。

(バイク通学許可申請)

第 5 条 前条の規定する条件を満たしている者は、学生支援グループにバイク通学許可申請をすることができる。申請者は、次の各号に掲げる書類を提出し、学生委員長の許可を得なければならない。

- (1) バイク通学許可(駐輪登録)・更新申請書（変更の場合は「車両変更申請書」）
- (2) 運転免許証（写）
- (3) 自賠責保険証明書（写）
- (4) 任意保険証（写）
- (5) バイク通学誓約書
- (6) バイク通学に関する連帯保証人同意書

2 許可申請の対象となるバイクは、1 人につき 1 台とする。

(バイク通学許可(駐輪登録)・更新申請手続期間)

第 6 条 新規許可申請手続は、毎年 4 月 1 日～5 月 31 日と 9 月 1 日～9 月 30 日の年 2 回とする。継続更新手続は、3 月 1 日～31 日とする。ただし、許可申請手続期間後も車両変更については随時受け付ける。

(バイク通学許可ステッカーの明示)

第7条 バイク通学を許可された者には、バイク通学許可ステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付する。このステッカーは、燃料タンク右外側もしくは後方泥除け部分に貼付しなければならない。

＊有効期限：申請許可期間中とする。

(許可期間)

第8条 バイク通学の許可期間は、許可を受けた年度の終了時（3月末日）までとし、継続を希望する者は、第6条に定められた期間内に更新手続を行わなければならない。

＊更新手続はバイク通学許可（駐輪登録）・更新申請手続に準じる。

(車両変更等)

第9条 通学に使用するバイクを変更したとき及び許可申請の際に提出した書類の記載内容に変更があった場合は、その都度、学生支援グループに届け出て必要な措置を受けなければならない。

(バイク通学の厳守事項)

第10条 バイク通学者は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) バイク通学誓約書の遵守事項を厳守すること。
- (2) 交通規則を遵守し、制限速度を守り、事故防止に万全な注意を払うこと。
- (3) 一切の騒音を防止すること。
- (4) 指定の駐輪場に駐輪すること。
- (5) 通学時の2人乗りは行わないこと。
- (6) 大学へのバイクの乗り入れは北東門から駐輪場までのみとすること。

(バイク通学の取消)

第11条 バイク通学者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学生委員長がバイク通学の許可を取り消すことがある。

- (1) ステッカーを他の者に転貸したとき。
- (2) 長期にわたりバイクを駐輪場に放置したとき。
- (3) この規程およびバイク通学誓約書に違反したとき。
- (4) 大学の指示に従わないとき。

(ステッカーの返却)

第12条 バイク通学者が次の各号のいずれかに該当するときは、ステッカーを返却しなければならない。

- (1) 前条の規定によりバイク通学許可を取り消されたとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) バイク通学を取りやめたとき。

(ステッカーの再交付)

第 13 条 ステッカーを汚損又は滅失した場合は、学生支援グループに届け出て再交付を受なければならない。

(違反車両の撤去等)

第 14 条 ステッカーを貼付していないバイク及び指定場所以外に駐輪しているバイク、長期放置しているバイクには施錠・撤去・廃棄し費用を請求することがある。

(事故等の責任)

第 15 条 バイク運転中事故を起こした場合、直ちに警察に通報し道路交通法に定める対応を取る。構内（駐輪場内）での事故、損傷、盗難等によって生じた損害に対しては、大学は一切の責任を負わないものとする。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、学生委員会の議を経て、教授会が行う。

附 則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。